

芝川観光非出資漁業協同組合
内共第12号第5種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、芝川観光非出資漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた内共第12号第5種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、予め、第7条に規定する遊漁料を納付しなければならない。

(漁法の制限及び遊漁期間)

第3条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄の漁業の方法により、ウ欄の規模の範囲内において、エ欄の区域内及びオ欄の期間中でなければならない。

| ア漁業の名称 | イ 漁業の方法 | ウ 規 模 等 | | エ 区 域 | オ 期 間 |
|--------|----------|----------------------------|--------------|----------------------|-------------------|
| あゆ漁業 | 友 釣 | イカリ針1段以内 又は チラシ針3本以内 | 擬似おとり 禁 止 | 全 区 域 | 6月1日～ 11月30日 |
| | 毛針釣又はドブ釣 | 針2本以内 | | 々 | |
| | 餌 釣 | 針1本以内 | コマセ禁止 | 々 | |
| | 掛 釣 | 針6本以内 | | 富士川本流 | 10月15日～ 11月30日 |
| あまご漁業 | 餌 釣 | 針1本以内 | | 全 区 域 | 3月1日～ 10月15日 |
| | フ ラ イ釣 | 針1本以内 | | 々 | |
| | ル ア ー釣 | | | 々 | |
| にじます漁業 | 餌 釣 | 針1本以内 | | 芝 川本流 及び 富士川本流 | 3月1日～ 10月15日 |
| | フ ラ イ釣 | 針1本以内 | | 々 | |
| | ル ア ー釣 | | | 々 | |

2 第1項の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる区域内におけるイ欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれウ欄の漁法により、エ欄の規模の範囲内において、オ欄の期間中及びカ欄の採捕制限内でなければならない。なお、これ以降、同期間中における同区域を「あゆ特定区」という。

| ア 区域 | イ 漁業の名称 | ウ 漁業の方法 | エ 規模等 | オ 期間 | カ 採捕制限 |
|--------------------------------------|---------|--------------|----------------------------------|---------------------|--------|
| 稲子川(柳橋(上稲子2453-1番地先)~仲橋(上稲子4013番地先)) | あゆ漁業 | 友釣 | イカリ針1段以内、チラン針3本以内 又は 疑似おとり | 6月1日 ~ 11月30日 | 15匹以内 |
| | | 毛針釣又は ドブ釣 | 針2本以内 | | |

3 第1項及び第2項の規定にかかわらず、芝川において次に掲げる区域内では遊漁をしてはならない。

- (1) 富士宮市、東京発電株式会社猪之頭えん堤の上流端から上流へ100メートル及び下流へ100メートルの区域
- (2) 富士宮市、久保大橋上流120メートルに存在するえん堤の上流端から、中部電力株式会社大久保えん堤の上流端から下流へ400メートルまでの区域
- (3) 富士宮市、中部電力株式会社川合えん堤の上流端から上流へ100メートル及び下流へ100メートルの区域
- (4) 富士宮市上井出282番地、白糸滝壺から下流最初の堰堤の区域

(ルアー・フライ専用区間の設置)

第4条 次の表ア欄に掲げる区域で遊漁をするとき、イ欄に掲げる魚種はその場で再放流しなければならない。また、ア欄の区域でイ欄の魚種を遊漁することができる期間は前条の規定にかかわらずウ欄のとおりとする。

| ア 区域 | イ 魚 種 | ウ 期間 |
|---|-------|-------------|
| 稲子川の落合合流より上流、西沢川及び入山川 (キャッチアンドリリース区間) | あまご | 3月1日~10月15日 |
| 芝川の久保大橋上流120mに存在する堰堤から中電西山堰堤下流端までの区間(以下、「にじます特定区」という) | あまご | 3月1日~10月15日 |
| | にじます | 1月1日~12月31日 |

2 前条の規定にかかわらず、にじます特定区では餌釣をすることはできない。

3 前条の規定にかかわらず、第1項表ア欄に掲げる区域ではあゆを採捕してはならない。

(全長制限)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる魚種については、それぞれイ欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

| ア 魚 種 | イ 全 長 |
|---------|--------------|
| あ ゆ | 10センチメートル 以下 |
| あ ま ご | 15センチメートル 以下 |
| に じ ま す | 15センチメートル 以下 |

(釣大会等のための遊漁の制限)

第6条 組合釣大会等を開催するため一定期間、一定区域における遊漁を制限した場合は、これに従わなければならない。

- 2 組合は、前項の制限をしようとする場合は、その10日前までにその旨を公表しなければならない。
- 3 前項の公表は、この組合の掲示板に掲示し、かつ、静岡新聞その他に掲載してこれをする。

(遊漁料の額及び納付の方法)

第7条 第2条の規定により、組合が定め、組合 Facebook に公示している場所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付するときの遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁をする場合において漁場監視員に納付するときの遊漁料は500円を附加して得た額とする。

| 魚 種 | 区 域 | 遊 漁 料 | |
|------|-------------|--------|--------|
| | | 1 日 | 1 年 |
| あまご | 特定区を除く全ての漁場 | — | 3,500円 |
| にじます | 特定区 | 2,000円 | — |
| 全魚種 | 特定区を除く全ての漁場 | 1,500円 | 6,000円 |

2 次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は前項の規定にかかわらず右欄のとおりとする。

| | |
|------------|--------------------|
| 小 中 学 生 | 無 料 |
| 肢体不自由者 (※) | 前項に規定する額の1/2に相当する額 |

※ 障害者手帳の提示かつ事務局で対応した場合に限る

3 にじます特定区において、次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は前2項の規定にかかわらず右欄のとおりとする。

| | |
|-------------------------|--------|
| 組合が交付し、かつ有効な年間遊漁証を提示した者 | 1,500円 |
| 女性 | 1,500円 |
| 中学生 | 1,000円 |
| 小学生 | 無料 |

4 大会参加料については、前3項の規定にかかわらず次のとおりとする。

| 大会名 | 参加料 | | |
|------------|-----------|--------|-----|
| | 大人(中学生以上) | 小学生 | その他 |
| あゆ友釣大会 | 4,000円 | 1,500円 | |
| あまご釣大会 | 4,000円 | 1,500円 | |
| にじます釣大会 | 4,000円 | 1,500円 | |
| あまご・にじます釣会 | 4,000円 | 1,500円 | |

(遊漁証に関する事項)

第8条 組合は、第2条の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁証(オンライン発行を含む)を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名住所
- (2) 遊漁期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 注意事項
- (7) その他参考となるべき事項
- (8) 発行者名

2 遊漁証の交付は、前条に規定する場所や組合と契約するオンラインチケットサイト又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

4 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

5 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

6 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

7 にじます特定区で遊漁しようとする者は遊漁証の交付を受ける際に遊漁証保証金1,000円を組合に納付しなければならない。組合は遊漁者から保証金の支払いがあった遊漁証の返却があ

ったとき、遊漁者に1,000円を支払うものとする。

(漁場監視員)

第9条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ漁場監視員であることを表示する腕章又は監視員帽子をつけるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 監視業務期限
- (3) 注意事項
- (4) その他必要な事項

(違反者に対する措置)

第10条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後のその者の遊漁を拒絶することがある。この場合、遊漁者が、既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

(附 則)

この規則は、平成26年1月1日から施行する。

(附 則)

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

(附 則)

この規則は、平成28年3月1日から施行する。

(附 則)

この規則は、令和5年5月26日から施行する。

(附 則)

この規則は、令和6年1月1日から施行する。